



# 山形県公報

令和5年4月1日(土)

号 外 (12)

## 目 次

### 教育委員会関係

#### 規 則

- 博物館法施行細則の一部を改正する規則…………… 1
- 山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則…………… 5
- 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則…………… 7

#### 訓 令

- 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令…………… 8

#### 告 示

- 山形県博物館登録審査基準…………… 11
- 山形県博物館に相当する施設指定審査基準…………… 12

## 教育委員会関係

### 規 則

博物館法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

#### 山形県教育委員会規則第6号

##### 博物館法施行細則の一部を改正する規則

博物館法施行細則（昭和27年3月山形県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第16条」を「第22条」に改める。

第3条を削る。

第2条中「第10条の規定による」を「第14条第1項に規定する」に、「別記様式」を「別記様式第2号」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

第2条 法第12条第1項に規定する登録申請書の様式は、博物館登録申請書（別記様式第1号）による。

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条 法第15条第1項の規定による変更の届出は、博物館登録事項変更届出書（別記様式第3号）により行うものとする。

第5条 法第16条の規定による報告は、博物館定期報告書（別記様式第4号）により、毎年度9月末日までに提出することにより行うものとする。

第5条の次に次の2条を加える。

第6条 法第20条第1項の規定による廃止の届出は、博物館廃止届（別記様式第5号）により行うものとする。

第7条 法第14条第2項、第15条第2項、第19条第3項、及び第20条第2項の規定による公表は、県公報への登載により行うものとする。

別記様式中「（用紙寸法は、縦26センチメートル、横18センチメートルとする。）」を削り、同様式を別記様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第1号

博物館登録申請書

年 月 日

山形県教育委員会 殿

申請者

申請者の住所又は主たる事務所の所在地

博物館法の規定により下記施設を博物館として登録されるよう別添関係書類を添えて申請します。

博物館の設置者の名称

博物館の設置者の住所

博物館の名称

博物館の所在地

設立年月日

※添付書類

- 1 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
- 2 博物館法に掲げる博物館の登録審査基準に適合していることを証する書類

別記様式第2号の次に次の3様式を加える。

様式第3号

博物館登録事項変更届出書

年 月 日

山形県教育委員会教育長 殿

届出人

届出人の住所又は主たる事務所の所在地

博物館の登録事項を変更するので、博物館法の規定により届け出ます。

博物館の名称

博物館の所在地

変更年月日

変更する内容

変更する事項	変更前	変更後

変更する理由

様式第4号

博物館定期報告書

年 月 日

山形県教育委員会教育長 殿

報告者

報告者の住所又は主たる事務所の所在地

博物館法の規定により、博物館の運営の状況について報告します。

博物館の設置者の名称

博物館の設置者の住所

博物館の名称

博物館の所在地

館長の氏名

職員数（ 年4月1日現在）

人（うち館長 人、学芸員 人、その他の職員 人）

前年度の開館日数

様式第5号

<p style="margin: 0;">博 物 館 廃 止 届</p> <p style="text-align: right; margin: 0;">年      月      日</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">山形県教育委員会教育長 殿</p> <p style="margin: 10px 0 0 500px;">届出人 届出人の住所又は主たる事務所の所在地</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">博物館を廃止したので、博物館法の規定により届け出ます。</p>
博物館の名称
博物館の所在地
廃止年月日
廃止した理由

**附 則**

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

**山形県教育委員会規則第7号**

**山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則**

山形県教育委員会事務局組織規則（昭和40年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「本庁」を「本局」に改める。

第2条中「山形県教育庁（以下「教育庁」を「山形県教育局（以下「教育局」に改める。

第3条の見出し中「教育庁」を「教育局」に改め、同条中「教育庁」を「教育局」に、「本庁」を「本局」に改める。

「第2章 本庁」を「第2章 本局」に改める。

第4条第1項中「本庁」を「本局」に改め、同項の表教育政策課の項中「、教育情報化推進担当」を削り、同表生涯教育・学習振興課の項中「生涯学習・社会教育担当、青少年教育施設担当」を「青少年教育施設担当、生涯学習・社会教育担当」に改め、同表高校教育課の項中「、入学者選抜改善担当」を削り、同表中

スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当、総務・企画担当、競技・式典担当	を
---------	--	---

スポーツ保健課	庶務係、企画担当、学校体育・生涯スポーツ担当、部活動改革推進担当、学校保健・食育担当、競技力向上担当、アスリート育成担当
国民スポーツ大会推進課	総務・企画担当、競技・式典担当

に改め、

同条第2項の表高校教育課の項中

高校改革推進室	を	教育デジタル化推進室、 高校未来創造室
---------	---	------------------------

に改め、

同表スポーツ保健課の項中「、国民スポーツ大会推進室」を削る。

第5条第14号中「庁内」を「局内」に改め、同条第18号中「庁内各課」を「局内各課」に改め、同条中第23号を削り、第24号を第23号とし、第25号から第32号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条中第12号を第13号とし、第4号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 教育職員の研修記録に係る指導及び助言に関する事

第9条第1項第8号中「県立高等学校整備計画」を「ICT教育環境の整備及び活用の推進」に改め、同項中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、第9号を第11号とし、第8号の次に次の2号を加える。

(9) 県立高等学校の再編・整備及び魅力化に関する事

(10) 県立中学校の開校準備に関する事

第9条第2項中「、高校改革推進室」を「教育デジタル化推進室で、同項第9号及び第10号に掲げる事務は高校未来創造室」に改める。

第11条第1項第15号中「令和5年度国民体育大会冬季大会スキー競技会」を「部活動改革の推進」に改め、同条第2項中「前項第7号に掲げる事務は」を「前項第7号に掲げる事務は、」に改め、「、同項第15号に掲げる事務は国民スポーツ大会推進室で」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(国民スポーツ大会推進課の分掌事務)

第11条の2 国民スポーツ大会推進課の分掌事務は、第78回国民スポーツ大会冬季大会スキー競技会に関する事とする。

第16条第3号中ハを削り、ニをハとする。

第17条の見出し中「教育庁」を「教育局」に改め、同条中「教育庁に」を「教育局に、局長及び」に改める。

第18条中「本庁」を「本局」に改める。

第19条の表中

職	職務
---	----

を

職	職務
局長	教育長の命を受けて教育局の事務を掌理するとともに、教育長を補佐し、所属の職員を指揮監督する。

に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部改正)

2 教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則（昭和31年11月県教育委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「教育次長」を「局長、教育次長」に改め、同条第2項中「教育次長」を「局長又は教育次長」に改める。

(技能労務職員に関する規則の一部改正)

- 3 技能労務職員に関する規則（昭和33年4月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「教育庁」を「教育局」に改める。  
（山形県教育委員会職員被服貸与規程の一部改正）
- 4 山形県教育委員会職員被服貸与規程（昭和38年5月県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「教育庁」を「教育局」に改める。  
別表中  
「本庁」を「本局」に改める。  
（山形県教科用図書選定審議会規則の一部改正）
- 5 山形県教科用図書選定審議会規則（昭和39年5月県教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。  
第5条中「山形県教育庁義務教育課」を「教育局義務教育課」に改める。  
（教育機関の組織及び運営に関する規則の一部改正）
- 6 教育機関の組織及び運営に関する規則（昭和41年4月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第18条第1項第1号中「教育庁関係課長」を「教育局関係課長」に改める。  
（山形県障がい児教育支援委員会規則の一部改正）
- 7 山形県障がい児教育支援委員会規則（昭和49年12月県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。  
第7条中「山形県教育庁特別支援教育課」を「教育局特別支援教育課」に改める。  
（山形県教育財産管理規則の一部改正）
- 8 山形県教育財産管理規則（昭和60年3月県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「教育次長」を「局長」に改める。  
（山形県産業教育審議会規則の一部改正）
- 9 山形県産業教育審議会規則（昭和60年12月県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。  
第5条中「教育庁」を「教育局高校教育課」に改める。  
（山形県教育委員会聴聞の手続に関する規則の一部改正）
- 10 山形県教育委員会聴聞の手続に関する規則（平成6年10月県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。  
第13条第3項中「教育庁」を「教育局」に改める。

山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 高橋 広 樹

**山形県教育委員会規則第8号**

**山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則**

山形県立高等学校管理運営規則（昭和41年4月県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。  
第20条第2項中「学校司書主事」を「主任学校司書主事、学校司書主事、開校準備室長、開校準備専門員」に改める。

第21条の表中

「 学校司書主事 」	図書に関する業務に従事する。	を    に改める。
「 主任学校司書主事 学校司書主事 」	図書に関する業務に従事する。	
開校準備室長	開校に係る庶務及び事務を統括し、開校準備専門員、開校準備主査を監督する。	
開校準備専門員	開校準備室長を補佐し、担当業務を処理する。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 訓 令

#### 山形県教育委員会訓令第4号

局 中  
教 育 機 関

行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 高 橋 広 樹

#### 行政組織の変更に伴う関係規程の整理に関する訓令

(山形県教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 山形県教育委員会公印規程（昭和38年8月県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。  
令達先を次のように改める。

局 中  
教 育 機 関

第2条の2及び第9条第1項中「教育庁」を「教育局」に改める。

別表第1(2)職印の項中

山形県教育庁教育次長印	方21	〃	教育政策課長	を	山形県教育局長印	方21	〃	教育政策課長	に、
削除					山形県教育局教育次長印	〃	〃	〃	

  

山形県教育庁各課長印	を	山形県教育局各課長印	に、	教育庁各課長	を	教育局各課長	に、	山形県教育庁各事務所長印	を	山形県教育局各事務所長印	に
------------	---	------------	----	--------	---	--------	----	--------------	---	--------------	---

改める。

別表第2(2)職印の項中

山形県教育庁教育次長印	を	山形県教育局長印	に、	削除	を	山形県教育局教育次長印	に、	山形県教育庁何々課長印	を	山形県教育局何々課長印	に、
-------------	---	----------	----	----	---	-------------	----	-------------	---	-------------	----

  

山形県教育庁何々教育事務所長印	を	山形県教育局何々教育事務所長印	に改める。
-----------------	---	-----------------	-------

(山形県教育委員会職員服務規程の一部改正)

第2条 山形県教育委員会職員服務規程（昭和43年7月県教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。  
令達先を次のように改める。

局 中  
教育機関（県立学校を除く。）

第1条中「教育庁」を「教育局」に改める。

第30条第1項中「本庁」を「本局」に改める。

第31条中「教育次長」を「局長」に改める。

（山形県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部改正）

第3条 山形県教育委員会職員安全衛生管理規程（昭和51年4月県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

本 局  
教 育 事 務 所  
県 立 学 校  
学校以外の教育機関

第2条第1号中「教育庁」を「教育局」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 本局 教育局本局をいう。

第2条第3号中「本庁各課」を「本局各課」に改める。

第6条中「教育次長」を「局長」に改める。

第8条中「本庁及び」を「本局及び」に、「本庁各課」を「本局各課」に、「の区分に応じ」を「に掲げる区分に応じ、」に、「掲げる」を「定める」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 本局 教育長

第10条中「の区分に応じ」を「に掲げる区分に応じ、」に、「掲げる」を「定める」に改め、同条第1号を次のように改める。

(1) 本局 局長

第10条第2号中「の職」を削る。

第11条中「本庁及び」を「本局及び」に、「本庁各課」を「本局各課」に、「の区分に応じ」を「に掲げる区分に応じ、」に、「掲げる」を「定める」に改め、同条第1号中「本庁」を「本局」に改め、同条第2号中「の職」を削る。

第12条中「本庁」を「本局」に改める。

第18条中「本庁及び」を「本局及び」に、「本庁各課」を「本局各課」に改める。

第20条第1項第1号中「本庁」を「本局」に、「この項」を「以下この項」に改め、同条第2項中「本庁」を「本局」に改める。

第23条第4項及び第24条第1項中「本庁」を「本局」に改める。

第32条中「教育庁」を「教育局」に改める。

（山形県教職員健康審査会規程の一部改正）

第4条 山形県教職員健康審査会規程（昭和51年4月県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

本 局  
教 育 事 務 所  
県 立 学 校  
市町村教育委員会

第4条中「教育庁職員」を「教育局の職員」に改める。

第8条中「山形県教育庁教職員課」を「教育局教職員課」に改める。

（山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程の一部改正）

第5条 山形県教育委員会職員の人事に関する手続規程（昭和51年10月県教育委員会訓令第7号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

局 中  
教育機関（県立学校を除く。）

第1条中「教育庁」を「教育局」に改める。

第2条第1号及び第2号中「本庁」を「本局」に改め、同条第4号中「教育庁」を「教育局」に改める。

第3条第1項中「教育委員会又は教育長に提出する」を「提出すべき」に、「すべて」を「全て」に改める。

第5条第1項中「教育長」を「局長」に改める。

第7条第3項中「教育次長」を「局長その他本局の課に所属しない職員」に改める。

第9条第6項中「本庁」を「本局」に改める。

第20条第1項及び第3項ただし書中「教育長」を「局長」に改める。

第21条の5第1項中「を添えて」を「を添えて局長に」に改める。

第25条第1項ただし書及び第28条中「教育長」を「局長」に改める。

別記様式第6号、別記様式第14号、別記様式第14号の2、別記様式第18号、別記様式第18号の4、別記様式第20号、別記様式第22号及び別記様式第22号の2中「山形県教育委員会教育長」を「教育政策課長」に改める。

別記様式第23号中「山形県教育委員会教育長」を「教育局長」に改める。

別記様式第25号中「山形県教育委員会教育長」を「教育政策課長」に改める。

別記様式第29号及び別記様式第30号中「山形県教育委員会教育長」を「教育局長」に改める。

(山形県教育委員会職員倫理規程の一部改正)

第6条 山形県教育委員会職員倫理規程（平成19年11月県教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。  
令達先を次のように改める。

局 中  
教 育 機 関

第2条第1項中「教育庁」を「教育局」に改める。

第10条第2項中「総括倫理監督職員」を「教育長、総括倫理監督職員」に改める。

第16条第2項中「教育長」を「局長」に改め、同条第3項中「教育庁」を「教育局」に改める。

(山形県教育委員会業務管理規程の一部改正)

第7条 山形県教育委員会業務管理規程（平成20年8月県教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。  
令達先を次のように改める。

局 中  
教 育 機 関

第1条中「教育庁」を「教育局」に改める。

第2条及び第5条中「本庁」を「本局」に改める。

(山形県教育委員会公文書管理規程の一部改正)

第8条 山形県教育委員会公文書管理規程（令和2年4月県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

局 中  
教 育 機 関

第2条第1号中「本庁」を「本局」に改め、同条第5号イを次のように改める。

イ 本局 教育局教育政策課（以下「教育政策課」という。）

第3条第2項中「教育次長」を「局長」に改める。

第4条第2項中「教育庁教育政策課長」を「教育局教育政策課長」に改める。

第24条第2項中「教育長」を「教育長、局長」に改める。

第32条第1項第2号中「庁達」を「局達」に、「別表第2号」を「別表第2」に改め、同項第3号中「別表第2号」を「別表第2」に改める。

第49条第2項中「総務部学事文書課長（以下「学事文書課長」を「総務部高等教育政策・学事文書課長（以下「高等教育政策・学事文書課長」に改め、同条第3項中「学事文書課長」を「高等教育政策・学事文書課長」に改める。

第57条第4号から第6号までの規定中「庁中」を「局中」に改め、同条第7号中「庁達」を「局達」に、「庁中」を「局中」に改める。

別表第2第1号中「本庁」を「本局」に改め、同号の表中

スポーツ保健課	スポ保
---------	-----

を

スポーツ保健課	スポ保
国民スポーツ大会推進課	国スポ

に改め、

同別表第3号の表中

山形県青年の家	山青
山形県立博物館	山博

を

山形県青年の家	山青
---------	----

に改める。

別表第3中

「**庁内管理**」を「**局内管理**」に改める。

別記様式第4号中「山形県教育庁起案用紙」を「山形県教育局起案用紙」に、「山形県教育庁業務管理規程」を「山形県教育委員会業務管理規程」に改める。

別記様式第5号中

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;"><b>【報告】</b></td> <td style="padding: 2px 5px;">教育長</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px 5px;"><b>【決裁】</b></td> <td style="padding: 2px 5px;">決裁権者                      課長</td> </tr> </table>	<b>【報告】</b>	教育長	<b>【決裁】</b>	決裁権者                      課長	を	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;"><b>【決裁】</b></td> <td style="padding: 2px 5px;">決裁権者                      課長</td> </tr> </table>	<b>【決裁】</b>	決裁権者                      課長	に、
<b>【報告】</b>	教育長								
<b>【決裁】</b>	決裁権者                      課長								
<b>【決裁】</b>	決裁権者                      課長								

「山形県教育庁起案用紙」を「山形県教育局起案用紙」に改める。

**附 則**

この訓令は、公布の日から施行する。

**告 示**

**山形県教育委員会告示第6号**

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第1項第3号から第5号までに規定する博物館の登録審査基準を次のように定める。

令和5年4月1日

山 形 県 教 育 委 員 会  
教 育 長   高   橋   広   樹

**山形県博物館登録審査基準**

- 1 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制
  - (1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。
  - (2) (1)の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
  - (3) (2)に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
  - (4) 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
  - (5) 単独で又は他の博物館若しくは博物館法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
  - (6) 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
  - (7) 博物館法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
- 2 学芸員その他の職員の配置
  - (1) 1の(1)の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
  - (2) 学芸員が置かれていること。
  - (3) 1の(1)の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。
- 3 施設及び設備
  - (1) 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
  - (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
  - (3) 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。

- (4) 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。

### 山形県教育委員会告示第7号

博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第24条第1項第2号から第4号までに規定する博物館に相当する施設の指定審査基準を次のように定める。

令和5年4月1日

山形県教育委員会  
教育長 高橋 広樹

#### 山形県博物館に相当する施設指定審査基準

- 1 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制
  - (1) 資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館法（昭和26年法律第285号）第31条第1項の規定による指定を受けた施設（以下「指定施設」という。）を運営する体制を整備していること。
  - (2) (1)の基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。
  - (3) (2)に規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
  - (4) 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。
  - (5) 単独で又は他の博物館若しくは博物館法第3条第1項第12号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
  - (6) 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
  - (7) 博物館法第7条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。
- 2 職員の配置
  - (1) 1の(1)の基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
  - (2) 学芸員に相当する職員が置かれていること。
  - (3) 1の(1)の基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。
- 3 施設及び設備
  - (1) 資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により資料に係る電磁的記録を公開することを含む。）並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
  - (2) 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
  - (3) 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
  - (4) 高齢者、障がい者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。